

令和8年3月

令和8年度 奈良県中学校体育連盟（水泳専門部）が主催・運営する大会への
地域スポーツ団体の大会参加資格の特例について【細則】

奈良県中学校体育連盟 水泳専門部

1. 大会に参加を認める条件として、団体・生徒は次の条件を満たすものとする。
 - ①全国中学校体育大会開催基準および近畿中学校総合体育大会開催基準の参加資格の特例を満たすこと。
 - ②奈良県中学校体育連盟および奈良県水泳連盟に登録していること。
2. 年度内において、学校部活動と地域スポーツ団体等の間で、出場団体を変更することは禁止する。
3. 各大会の運営等において、水泳専門部に協力すること。
4. 各大会において、役割について配当があった場合は、責任を持ってその役割を果たすこと。
5. 地域スポーツ団体の監督・引率・指導者は、（公財）日本スポーツ協会公認の「水泳教師」、「コーチⅠ」以上または、（公財）日本水泳連盟の「基礎水泳指導員」の資格を有するものとする。ただし、以下の者は特例として認める。
 - ①すでに資格取得のための講習会を受講済みで、認定待ちである者。
 - ②今年度、資格取得のための講習会を受講予定で、すでに申込みが完了している者。※①・②については、そのことを証明できるもの（受講証明書や受講申込書、受講にかかる費用の領収書などの写し）を水泳専門部に提出すること。
6. 地域スポーツ団体は、以下大会の個人種目ならびに団体（リレー）種目に出場できる。内、各市町村（教育委員会）が運営する団体の団体（リレー）種目については、出場メンバー全員が、団体を運営する市町村内に居住する選手で構成されている場合にのみ、出場できる。また、市町村（教育委員会）間で連携し、協定書等を提出した場合についても、出場を認める。
 - ①奈良県中学校総合体育大会および奈良県中学校総合体育大会に付随する大会
 - ②奈良県中学校新人大会
7. この特例については、以下の通りとする。
 - ①令和8年4月より適用する。
 - ②今後も検討を続け、必要に応じて改定していくものとする。